

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人室蘭工業大学業務方法書（平成16年5月24日文科科学大臣認可）に基づき、国立大学法人室蘭工業大学（以下「本学」という。）における業務の適正を確保するための体制等について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の定義は、次の各号によるものとする。

- (1) 内部統制 本学において、中期目標等に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、本学のミッションを有効かつ効率的に果たすため、学長が本学の組織内に整備し運用する仕組みをいう。
- (2) 内部統制システム 内部統制を実施し、役員（監事を除く。）の職務の執行が国立大学法人法（平成15年法律第112号）又は他の法令に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制をいう。

(内部統制最高責任者)

第3条 本学に内部統制最高責任者（以下「最高責任者」という。）を置き、学長をもって充てる。

- 2 最高責任者は、本学の内部統制システムについて、その最終責任を負う。

(内部統制担当役員)

第4条 本学に内部統制担当役員（以下「担当役員」という。）を置き、学長が指名する理事をもって充てる。

- 2 担当役員は、本学における内部統制システムの推進及び実施に関する業務を統括する。

(内部統制推進責任者)

第5条 本学に内部統制推進責任者（以下「推進責任者」という。）を置き、各理事をもって充てる。

- 2 推進責任者は、所掌する業務における内部統制システムの運用を推進するとともに、状況を把握し、監督する。
- 3 推進責任者は、内部統制に関して特に問題のある事案がある場合は、速やかに改善措置を講ずるとともに、その内容及び経過を最高責任者、担当役員及び監事に報告しなければならない。
- 4 推進責任者は、必要に応じ役員及び職員（以下「役職員」という。）と面談を行い、内部統制の取り組みの状況を確認するものとする。

(内部統制推進部門)

第6条 本学に内部統制推進部門を置き、事務局各課及び室（以下「各推進部門」という。）をもって充てる。

- 2 内部統制推進部門に部門長（以下「推進部門長」という。）を置き、事務局長をもって充てる。
- 3 各推進部門は、所掌する業務における内部統制を推進するとともに、その整備及び運用状況について推進責任者及び推進部門長に定期的に報告を行うものとする。
- 4 推進部門長は、推進責任者を補佐するとともに、各推進部門と連携し、所掌する業務を適正

かつ効率的に実施するため、業務の進捗状況を把握し、継続的に見直しを図るものとする。

(職員の責務)

第7条 職員は、内部統制上の重大な問題が発生した時は、速やかに推進責任者に報告しなければならない。

(役員会)

第8条 本学に内部統制システムを統括する組織を置くものとし、本学の役員会をもって充てる。

2 役員会は、本学における内部統制システムを整備し、継続的に見直しを行う。

3 役員会は、内部統制システムの整備及び運用に関する定期的な状況報告に基づき、必要な改善策を検討する。

(モニタリング)

第9条 本学の内部統制システムの有効性を監視するため、次の各号に掲げるモニタリングを行う。

(1) 日常的モニタリング

(2) 独立的評価

(日常的モニタリング)

第10条 日常的モニタリングは、各業務において、役職員の自己点検及び相互牽制並びに承認手続きにより行う。

(独立的評価)

第11条 独立的評価は、国立大学法人室蘭工業大学監事監査規則(平成16年度室工大規則第118号)に定める監事監査及び国立大学法人室蘭工業大学内部監査規則(平成16年度室工大規則第119号)に定める内部監査により行う。

(事務)

第12条 内部統制に関する事務は、総務広報課において処理する。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、内部統制に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。